

令和元年度 第7回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

令和元年度第7回農業委員会総会日程表

日時 令和元年10月7日(月) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第8 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第9 議案第7号 農業委員の辞任届に伴う同意について

日程第10 議案第8号 農地利用最適化推進委員の辞任届に伴う同意について

日程第11 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

1番 大西 嘉一郎

2番 石川 有利

3番 星川 安德

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

8番 武村 美枝子
10番 高橋 博
12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

9番 妻鳥 和美
11番 坂上 宏
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

7番 鈴木 俊一

出席農地利用最適化推進委員(17名)

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
7番 宇高 勉
9番 石村 好典
12番 高橋 功
15番 河村 一碩
19番 加地 照男
22番 村上 佳清
24番 高橋 祥志

3番 薦田 悦男
5番 高橋 忠明
8番 鎌倉 静夫
11番 石川 修平
14番 三好 忠行
18番 真鍋 義孝
21番 越智 寧
23番 近藤 良啓

欠席農地利用最適化推進委員(8名)

1番 脇 純樹
10番 中泉 敏則
16番 合田 篤夫
20番 渡邊 繁

6番 合田 慎太郎
13番 立川 貞美
17番 鈴木 一郎
25番 鈴木 敏也

出席した職員

事務局長 篠原 敬三

次 長 石川 考太

係 長 岡田 昇

係 長 大西 かおり

係 長 合田 圭

専門員 大西 唯文

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 委員の皆さん、こんにちは。10月に入りましても残暑が続いて、体力も限界に近づいている中でちょうど今が農家にとっては農繁期、稲刈りをはじめとして里芋等の農産物の収穫でお忙しい中ですが、今日の第7回農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の7番 鈴木俊一委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の1番 脇 純樹委員、6番 合田 慎太郎委員、10番 中泉敏則委員、13番 立川貞美委員、16番 合田篤夫委員、17番 鈴木一郎委員、20番 渡邊 繁委員、25番 鈴木敏也委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、11番 坂上 宏委員、10番 高橋 博委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号17番～19番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号83、84は受人が同じですので合わせて説明いたします。土居町上野の田1筆について、売買により所有権、耕作権を合わせて取得するものです。受人は申請地近隣に所有地、小作地があり、耕作便利のための申請で農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付けを予定しています。受付番号85、土居町中村の畑1筆について、売買による所有権移転です。受人は経営規模拡大のための申請で、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は果樹栽培を予定しています。受付番号86、土居町野田の田1筆について、売買による所有権移転です。所有地に隣接し耕作便利のための申請で農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付けを予定しています。受付番号87、土居町蕪崎の田3筆について、売買による所有権移転です。受人は現在、申請地の内1筆を借り受けていますが、それも含めて買い取り、経営規模拡大のための申請で農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付けを予定しています。受付番号88、新宮町新瀬川の畑11筆について、夫から妻への生前贈与です。夫は高齢などの理由から、農地の管理をいつまで続けられるか不安を感じており、また、もともと妻の父の農地だったことから妻名義にするものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後もハナシバの栽培を継続するそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長　　これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長　　受付番号83番

尾崎委員　　83番、84番異議ありませんが、慣行小作権と所有権の移転についてはこういう形で同時に行うのですか。以前、慣行小作権は所有者に返してから行ったと思うのですが、同時というのはあるのですか。

石川次長　　昨年も同時に行ったケースが1件ありました。

議 長　　85番

辻委員　　異議はないのですが、事務局にお願いがあります。受人の大野さんは9月の総会において新規就農者として3条申請で農地を取得していますが、その農地がまだ保全状態のままでするので、指導や監視をお願いします。

議 長　　86番

委 員　　異議ありません。

議 長　　87番

委 員　　異議ありません。

議 長　　88番

委 員　　異議ありません。

議 長　　ほかに質疑はありませんか。

議 長　　それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長　　議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員　　拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。受付番号8、9は継承者が同じですのでまとめて説明いたします。中曽根町の案件について当初計画者、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体代表者、〇〇〇〇株式会社 〇〇〇営業所所長、〇〇 〇は当初四国中央市の事業である「中田井浄水場更新整備・運営事業」の工事用仮設用地・駐車場用地として一時的に利用するため、平成28年2月26日及び平成27年5月27日に許可を受けましたが、工事遅延に伴い貸借期間の延長が必要となり変更するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号10、土居町小林の案件について、当初計画者、〇〇〇〇は当初住宅を建築するため、昭和49年10月22日に許可を受けましたが親族の介護等が必要な状態になり、止むを得ず住宅建築を諦めざるを得ない状況となりました。継承者は清掃業を営んでいますが、現在の駐車場は自宅から距離があるため、自宅近くに自家用車、従業員の車両、会社で使用する車両置場を探していたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての貸駐車場を建設するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議長 受付番号8番

委員 8番、9番異議ありません。

議長 10番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。許可申請数は17件です。受付番号128、川之江町の案件について、受人は関東圏及び本市において管工事・上下水道施設工事並びに機械器具設置工事業を営んでいますが、現資材置場は発足当初から狭隘なため拡張を余儀なくされています。この度、双方の利害が合致し、申請地を借り受けての受人・渡人合致の資材置場・事業用車両置場建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号129、金生町下分の案件について、受人は現在、勤務する法人の寮に居住していますが、妻の実家の近隣で土地を探していたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇ほか1名。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号130、妻鳥町の案件について、受人は会社員であります。以前からアパート経営をするため土地を探していたところ、長期安定経営が可能なエリアであり生活環境に適している申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号131、妻鳥町の案件について、受人は現在借家住まいをしていますが、子供の成長に伴い手狭になったため、自己住宅の建築を考えていたところ、祖父所有の申請地を借り受けての受人・渡人合致

の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号132、妻鳥町の案件について、受人は歯科医院を営んでいますが、賃借している土地の一部を返却しなければならなくなったため、現在の駐車場では手狭となり、患者にも不便をかけるため申請地を借り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号133、妻鳥町の案件について、受人は電気工事業を営んでいますが、事務所に隣接している工場は8年前からその全体を資材の保管庫として利用しており作業ができるスペースは無く、現在は工場前の敷地の隅のスペースで電気部品の架台への取付作業を行っています。この敷地は10名の全社員の駐車場と法人で所有する乗用車2台とトラック、さらには来客用の駐車場を兼ねており、また、資材や製品の積み下ろしも同じ場所で行うため、効率も悪く安全面でも不安視されていました。そこで社員の車と中型トラックの駐車場、そして敷地に散在している資材置場を移設し、工場前のスペースは法人所有の乗用車、来客用の駐車場、作業場、荷物の積み下ろし場所として使用し効率性と安全性を向上させたいと考え、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場・駐車場建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号134、妻鳥町の案件について、受人はテントの製造や加工並びに販売を主軸の業務としていますが、断熱性や耐久性に特化した製品の開発により、この数年で取引先や受注も順調に増えてきています。それに伴い4名いた社員に加え、昨春から2名増員し、これまで社員の車は工場前の敷地のトラック等の往来に差支えがないよう隅のあいたスペースに駐車しており、自社の中型トラックも同じ場所に駐車しているので、慢性的にスペースが不足しており、停めにくく乗り降りもしづらいので何とかしてほしいとの要望が以前からありました。それに加え増員した2名の社員駐車場の増設が必要となり、また来客用の駐車場も用意していないため、駐車スペースがない時には道路にはみ出して駐車することもあり、近隣からの苦情を度々受けていました。さらに工事前の敷地に空きスペースがない時は、積み荷積み下しのトラックが敷地に進入できずに業務に支障をきたしていました。それらを解消するため、社員用・中型車両用・来客用の駐車場を別な場所へ新設し、社員の要望や近隣の苦情に対応でき、工場前の敷地を車両の往来と積み荷積み下しのスペースとして活用できるため、安全性と作業効率が向上すると考え、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸駐車場建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号135、下柏町の案件について、受人は老後

の安定収入を確保するため、アパートの需要が高い下柏地区で土地を探していたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号136、中曽根町の案件について、受人は現在借家住まいをしています、家族の増員により自己住宅の建築を考えていたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号137、寒川町の案件について、申請地の周辺は再開発が進み住宅の需要が高まっていますが、十分に供給できていない状況のため、譲渡人の妻が賃貸共同住宅を建築し需要に応えるのと同時に、今後の安定した経済的生活基盤を確保したいと考え、申請地を借り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建築です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号138、豊岡町大町の案件について、受人は現在借家住まいをしています、手狭であり子供の将来のことも考え、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号139、豊岡町長田の案件について、受人は現在松山市内にて単身生活をしていますが、妻と子供3人は申請地の近くで借家住まいをしており、子供の成長に伴い手狭となってきたので、生活環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号140、豊岡町長田の案件について、受人は申請地西側に居住していますが、現在の進入路は非常に狭く大型車両等の進入はとても苦慮しているため、来客や荷物の運搬にも対応できる申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地進入路建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号141、土居町上野の案件について、受人は会社役員をしており、現在の住居は手狭なため居宅を建築し、〇〇〇〇株式会社の資材置場・駐車場として貸し出す隣接地へ進入スペースを確保するため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅及び進入路建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号142、土居町上野の案件について、先程説明いたしました受付番号141の受人と同一で、現在の住居は〇〇〇〇株式会社の駐車場として併用していますが手狭なため、また、同社の事業拡大が計画されており、新居建築に合わせて相方の利便性を考慮し、同社の駐車場、資材置場として貸し出すため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸資材置場・駐車場・進入路建設です。受人、

〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号143、土居町小林の案件について、受人は現在借家住まいをしています。手狭なため、実家に近接し勤務地にも近く、また、住環境が良好である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号144、土居町小林の案件について、受人は清掃業を営んでいますが、現在の駐車場は自宅から距離があるため、自宅近くに自家用車、従業員の車両、会社で使用する車両置場を探していたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸駐車場建設です。議案第2号受付番号10の案件です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号128番

委員 異議ありません。

議長 129番

委員 異議ありません。

議長 130番

委員 130番、131番、132番異議ありません。

議長 133番

委員 133番、134番異議ありません。

議長 135番

委員 異議ありません。

議長 136番

委員 異議ありません。

議長 137番

委員 異議ありません。

議長 138番

委員 異議ありません。

議長 139番

委員 139番、140番異議ありません。

議長 141番

委員 141番、142番異議ありません。

議長 143番

委員 143番、144番異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

河村一硯推進委員 130番ですが、農地面積が99平方メートルに対して建築面積が229.09平方メートルとなっておりますが、どうなっているのですか。

石川次長 説明不足でしたが、周りの宅地の部分を含めて765.35平方メートルの賃貸共同住宅を建てるという計画となっております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

(合田係長、受付番号76番～82番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 なお受付番号83番から88番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 それでは受付番号76番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 77番

宇高推進委員 異議はないのですが、1枚の田の下に農道があり、10メートルほど石垣が崩れたままになっています。この状態で集積の時と貸出しの配分の時と崩れたままになっている農地(石垣)は誰が直すのですか。基本的には貸出人でしょうが、石垣が崩れたまま貸出す時は誰が直すのですか。

合田係長 この農地中間管理事業で申請が出てくるのは農業振興課ですが、現地については確認していなかったなので、その点については農業振興課に確認しておきます。

議長 78番

委員 異議ありません。

議 長 79番

委 員 異議ありません。

議 長 80番

委 員 異議ありません。

議 長 81番

委 員 81番、82番異議ありません。

議 長 受付番号83番から88番までの再設定について質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第5号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明いたします。先程議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたしました受付番号77番から82番までに関連する案件となります。受付番号1、金田町金川の田5筆、受付番号2、土居町中村の田3筆、土居町天満の畑1筆、土居町蕪崎の田6筆について、令和元年

12月11日から令和11年10月31日までの9年11ヶ月の使用貸借です。両案件とも、えひめ農林漁業振興機構から意欲ある担い手への貸付けとなります。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号1番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について、支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文 君。

大西専門員 議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。願出人の〇〇〇〇さんは69歳で母親が亡くなる以前から親のすぐ近くに住み、農業をしておりました。今回の猶予を受ける農地は4筆で被相続人の耕作面積4,557平方メートルの内、

3, 806平方メートルです。現地は確認しております。以上で議案の説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、適格者である証明をすることに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、農業委員の辞任届に伴う同意についてを
についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文 君。

大西専門員 議案第7号、農業委員の辞任届に伴う同意についてご説明いたします。令和元年9月17日、鈴木俊一委員より健康上の理由により、令和元年10月31日付けで農業委員会等に関する法律第13条に基づき、辞任届の提出がありました。同法第13条では、委員の辞任については、正当な事由があるときは、市長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるのとあります。仮に本日農業委員会として辞任に同意しますと、辞任届は市長あてに農業委員会の同意書とともに市長へ届けられ受理されると農業委員の辞任となります。よって、農業委員の同意を求めるものであります。以上

で説明を終わります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、農業委員の辞任届に伴う同意について、事務局の説明のとおり承認することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり、承認されました。よって承認された旨を四国中央市長宛回答いたします。

議 長 日程第10、議案第8号、農地利用最適化推進委員の辞任届に伴う同意についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文 君。

大西専門員 議案第8号、農地利用最適化推進委員の辞任届に伴う同意について、ご説明いたします。令和元年9月17日、立川貞美委員より健康上の理由により、令和元年10月31日付けで農業委員会等に関する法律第23条に基づき、辞任届の提出がありました。同法第23条では、推進委員の辞任については、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができるのとあります。よって、農業委員の同意を求めるものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

星川委員 推進委員は地区から選出されていますが、欠員についてはどうなるのですか。

局 長 今回の場合、任期が来年3月までありますが、欠員のままということにさせていただいたらと思います。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第8号、農地利用最適化推進委員の辞任届に伴う同意について、事務局の説明のとおり承認することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり、承認されました。

議長 日程第11、諮問第1号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川考太 君。

石川次長 諮問第1号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、ご説明いたします。受付番号7、個別除外の案件です。申出者、〇〇〇〇は金生町山田井の一軒家に両親と祖母、兄、姉の6人で住んでおり、農繁期には子供達全員で両親の手伝いをしております。両親とも年齢は60代でまだまだ元気ですが、昔に比べて農作業がきつくなっているように感じています。申出者は、来春に結婚を控えており、マンションを借りて生活を始めようと計画していましたが、将来、家族が増える可能性があることや賃貸マンションの家賃の支払等、いろいろと考えた結果、新居を構えようと決断した次第です。実家から遠く離れてしまうと、農作業の手伝いに行くのも大変であります。そこで、実家の近くに住むことにより、農作業の手伝いに行きやすく、今後、家族が増えた時の育児のサポート、また、祖母や両親の面倒を見なければいけなくなった時、これから起こりうる環境の変化にも対応できると思い、まずは実家近くの宅地等で土地を探しました。しかし、見つからなかったため、父が所有する土地の中から申出者父の家から半径300メートル以内を選定対象とし土地を複数検討しましたが、除外申出地以外に利用できる土地が無かったので、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号7番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:45)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長 石川 省利

委員 坂上 宏

委員 高橋 博